地域公共交通活性化・再生総合事業

■ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年10月1日施行)

地域公共交通の活性化及び再生のための地域による主体的な取り組み及び創意工夫を総合的、一体的かつ効率的に推進し、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

■ 地域公共交通活性化・再生総合事業

&R・C&Rの推進、ボランティアセンター設

・レンタサイクル、イベント、広報、乗継割引

運賃・周遊切符等のシステム設計等

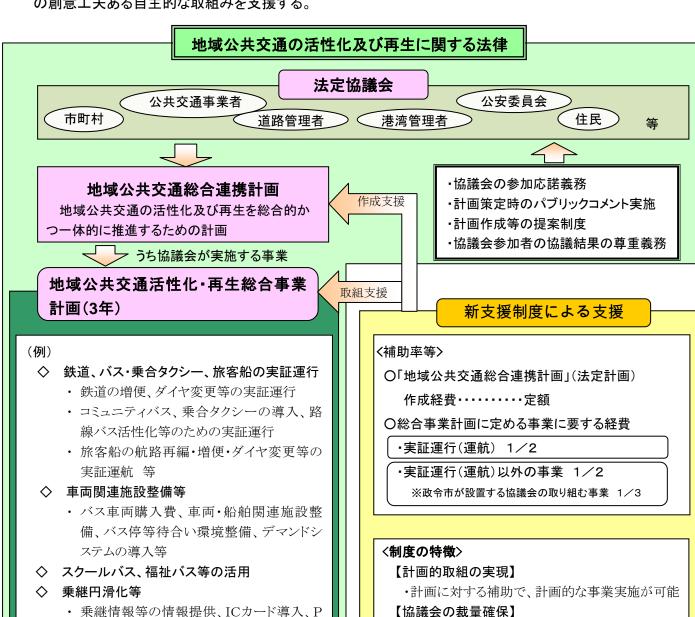
◇ 新地域旅客運送事業の導入円滑化

◇ その他地域の創意工夫による事業

置•運営 等

◇ 公共交通の利用促進活動

地域の多様なニーズに応えるため、鉄道、コミュニティバス・乗合タクシー、旅客船等の多様な事業に取り組む地域の協議会に対し、パッケージで一括支援する柔軟な制度を新たに設けることにより、地域の創意工夫ある自主的な取組みを支援する。



・事業をパッケージで一括支援

【地域の実情に応じた支援の実現】

【事業評価の徹底】

を確保

・地域の実情に応じた協調負担の実現

・メニュー間、年度間における柔軟な事業の実施

・成果を事後評価し、効率的・効果的な事業実施